

改正

平成 6 年12月21日告示第103号

平成 7 年 8 月 1 日告示第86号

平成 8 年 3 月25日告示第20号

平成 9 年11月12日告示第122号

平成11年 1 月29日告示第55号

平成12年 3 月29日告示第48号

森町重度心身障害者医療費助成要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、森町が重度心身障害者（以下「障害者」という。）の医療費を助成することにより、当該障害者の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障害者」とは、森町内に住所を有し、かつ、別表に掲げる社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項により身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第 7 条第 3 項に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級の障害に該当する者
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受け、その障害の程度が A と判定された知的障害者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第 3 条の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている同法別表第 1 の 1 級の障害の状態に該当する20歳未満の者。ただし、障害者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する施設（母子生活支援施設、知的障害児通園施設及び通所に係る知的障害者援護施設を除く。）に入所し、若しくは収容され又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 2 項の規定により国立療養所に入所している者を除く。

2 この要綱において「医療機関等」とは、社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付を取り

扱う病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、医療に関する給付を取り扱う指定老人訪問看護事業者をいう。

- 3 この要綱において「基本利用料」とは、社会保険各法における訪問看護療養費のうち健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第72条に規定するものをいい、高齢者の医療の確保に関する法律においては、その相当額をいう。

（助成の停止）

第3条 前条第1項第1号及び第2号に係る障害者、障害者の配偶者又は障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該障害者の生計を維持する者の前年の所得が別に定める額以上であるときは、その年の10月から翌年9月までは助成を停止する。

（助成の対象者）

第4条 この要綱に定める医療費の助成を受けることができる者は、森町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 障害者を監護する父母がいる場合は、父又は母。この場合において、父及び母がともに監護するときは、当該父又は母のうち主として当該障害者の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害者の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害者を介護する者）
- （2） 父母がない場合又は父母が監護しない場合は、当該障害者又は同居して監護する者

（助成の額）

第5条 この要綱に定める医療費の助成を受けることができる額は、次に掲げる額とする。この場合において、各種法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び健康保険組合等の規約又は定款等で定めている附加給付がある場合は、当該給付の額を控除するものとする。

- （1） 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算定した額から当該保険による給付を控除した額又は老人保健法の規定に基づき医療の給付を受ける場合の一部負担金の額
- （2） 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法第85条第2項に規定する標準負担額として医療機関等に支払った額又は老人保健法第31条の2第2項に規定する標準負担額として医療機関等に支払った額
- （3） 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法第88条第4項に規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額又は老人保健法第46条の5の2第2項に規定する老

人訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額

(助成の申請)

第6条 この要綱に定める医療費の助成

1 人当たり体験料＝（材料費＋労務費＋経費）／予定体験者数

2 受給者証の有効期間が満了し、受給者証の更新を受けようとする者は、被保険者証を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証／交付／更新／申請書（様式第1号）に、附加給付に関する証明書及び受給者証を添付して、町長に提出し、受給者証の更新を受けなければならない。

(受給者証の交付)

第7条 町長は、前条の規定により申請した者が、この要綱に定める医療費の助成の対象者であると認めたときは、受給者証を交付しなければならない。

(受給者証の再交付)

第8条 受給者証の損傷又は紛失等の事由により受給者証の再交付を受けようとする者は、重度心身障害者医療費助成金受給者証再交付申請書（様式第4号）を町長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(受給者証による受診)

第9条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）又はその監護する障害者について診療等を受けようとするときは、医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療等を受けた後当該診療等に係る第5条第1号及び第2号に規定する額（以下「自己負担額」という。）を支払うものとする。

2 受給者は、自己負担額を支払ったときは、医療機関等から当該支払に係る保険診療等領収書（様式第5号）の交付を受けるものとする。ただし、当該保険診療等領収書の交付は、1箇月に1回これを受けることをもって足りるものとする。

(支給の申請)

第10条 受給者は、医療費の助成金の支給を受けようとするときは、重度心身障害者医療費助成金支給申請書（様式第5号）に、前条の保険診療等領収書を添付して、町長に提出しなければならない。

(支給額の決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請書の内容を審査し、医療費について適当と認めた支給額を決定し、受給者に支給するものとする。

(支給の対象期間)

第12条 医療費の助成金の支給の対象期間は、第6条第1項に規定する申請書の提出があった日から、第4条に規定する者としての要件を欠くに至った日（第2条第1項第3号に掲げる児童にあっては、その者の年齢が20歳に達した日の前日）までとする。

（変更届）

第13条 受給者又はその監護する障害者が住所又は氏名を変更したときは、受給者は、被保険者証を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請事項変更届（様式第6号）に受給者証を添付して、速やかに町長に届け出て、受給者証の書換交付を受けなければならない。

2 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、被保険者証を提示し、重度心身障害者医療費助成金受給者証交付申請事項変更届に、第6条第1項の附加給付に関する証明書を添付（第3号に該当する場合を除く。）して、速やかに町長に届け出なければならない。

- （1） 加入している医療保険を変更したとき。
- （2） 老人保健法に規定する医療の給付を受ける資格を得たとき。
- （3） 附加給付の内容に変更があったとき。
- （4） 支払希望金融機関を変更したとき。

（受給資格喪失届）

第14条 受給者が第4条に規定する者としてその要件を喪失するに至ったときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格喪失届（様式第7号）に受給者証を添付して、速やかに町長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。この場合において、死亡し、又は失そうの宣告を受けた者に支給すべき医療費の助成金があるときは、届出義務者に支給することができるものとする。

（助成金の返還）

第15条 町長は、受給者の偽りその他不正な手段により、この要綱に定める医療費の助成金の支給を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（権利の消滅）

第16条 この要綱により医療費の助成金の支給を受ける権利は、障害者が診療等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年間第10条に規定する支給の申請を行わないときは、消滅するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。
- 2 森町重度心身障害者医療費助成要綱（昭和48年森町告示第25号）は、廃止する。

附 則（平成6年告示第103号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年告示第86号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年告示第122号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の森町重度心身障害者医療費助成要綱（以下「改正前の要綱」という。）の様式により提出された申請書は、改正後の森町重度心身障害者医療費助成要綱の様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行前に改正前の要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成11年告示第55号抄）

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年告示第48号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 健康保険法
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 6 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

様式（省略）